

一般社団法人 ヒューマニング国際研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ヒューマニング国際研究所と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道岩見沢市大和3条5丁目15番地に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 混迷する国際社会の現状を鑑み、いまを歴史的な転換期と考え「ヒューマニング」という新たな観点から、北海道地域から未来を切り開き、世界へ目を向け、新しい環境・文化・経済を創造できる起業家及び事業家たる人材の育成・支援を活動主体としながら、様々な分野に対して、新しい時代のかたちを先駆的に創造し普及する「ヒューマニング」研究を通じて国際社会に対して提言や事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・文化のあらゆる分野における人材育成事業（セミナーや講演）
- (2) 中小企業経営に対するコンサルティング事業
- (3) 起業を目指す人々に対する創業支援事業（セミナーや起業準備支援）
- (4) 教育事業に関する調査・研究・提言
- (5) 環境事業に関する調査・研究・提言
- (6) 地域再生事業及び活性化事業との事業提携
- (7) 公共団体との事業連携
- (8) 教育研究機関との事業連携
- (9) 会報の発刊
- (10) 書籍の出版
- (11) グッズの販売
- (12) 前項目の事業に付帯関連する一切の業務

(公告)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 社員は、当法人の目的に賛同し、入社した者とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 当法人の目的を達成するため、社員に必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退社することができる。但し、1カ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(社員資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 総社員が同意したとき

(2) 当該社員が死亡もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員が前2条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い義務を免れる。但し、未履行の義務は免れることは出来ない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年事業年度の終了後より3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに社員に対して発する。

(決議方法)

第13条 社員総会の決議は法令に格段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、特別決議として総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) その他法令で定めた事項

(議決権)

第14条 各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。代表理事が事故ある時は、当該社員総会で議長を選出する。

(代理)

第16条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところによる議事録を作成する。
2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

- 第18条 当法人に次の役員を置く。
(1) 理事2名以上10名以内
(2) 監事1名以上3名以内

(選任等)

- 第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとし、再任を妨げない。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

- 第21条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選より定める。
2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬等)

- 第23条 役員報酬、賞与その他の職務遂行の対価として、当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

- 第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について、重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない
(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引。
(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

- 第25条 当法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）」第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する

場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第26条 当法人は社員又は第三者に対し、一般法人法131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第27条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第29条 基金の拠出者に対する返還は、その返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従う。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提供し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書、並びにこれらの付属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更及び解散)

第33条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続きの開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時理事、代表理事及び監事)

第36条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	舟橋	正浩
設立時理事	川下	浩一
設立時理事	刈田	貴久
設立時監事	金野	索一
設立時代表理事	和田	範美

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第37条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりです。

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法、その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ヒューマニング国際研究所設立のための定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成22年3月14日

設立時社員 舟 橋 正 浩

設立時社員 川 下 浩 一

設立時社員 刈 田 貴 久

設立時社員 安 細 紳 一 郎

設立時社員 和 田 範 美

以 上